

## 湖陰雑稿と鄭士龍

長, 正統

<https://doi.org/10.15017/2338967>

---

出版情報 : 史淵. 112, pp.185-197, 1975-03-31. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 湖陰雜稿と鄭士龍

長 正 統

## 一 湖陰雜稿について

朝鮮の印刷文化は、活字の美しさにおいて、木版の雅味において、まさにかの民族の代表的な文化遺産といえる。本稿は、筆者が、名古屋市蓬在文庫所蔵の朝鮮本を調査したメモのなかから『湖陰雜稿』<sup>①</sup>に関する部分を取り出して整理したものである。この書物は、朝鮮中宗朝から明宗朝にかけて活躍した文人鄭士龍（一四九一—一五七〇、字雲郷・号湖陰）の文集で、かれが生前に自撰したものである。第一冊首葉の自序には辛亥（明宗六年・一五五二）の年記がある。

本書は、八巻八冊からなり、外形寸法は縦三一・八×横二〇・三センチ、表紙は原装を失い、日本で改装している。匡郭は縦二四・六×横一五・九センチ（第一巻首葉）で四周双边、十行二十一字詰で、罫間は一・五センチ前後、したがって朝鮮の活字としては、比較的小型なものを使用している。板心は上下に黒口があり、魚尾は左右各三眼のものが双何している。各巻の表題はすべて「湖陰雜稿卷之□」<sup>（巻数）</sup>となっているが、板柱の方は、第一冊首葉の序一丁が「湖陰稿序」とあり、巻之一から巻之六の二十八丁（「拾遺録」の終りまで）までが「湖陰詩稿卷之□」<sup>（巻数）</sup>、つぎの「皇華和稿」の部分（三十七丁分）は、新たに丁数を起し、「湖陰詩稿卷之六 皇華□」<sup>（丁数）</sup>となっている。巻之七

途中疊前韻付遞送昌世

平郊稻熟沒高低  
陂閘蒲深哭水鷄  
不欲奚囊收拾盡

謝公吟料在城西

秋陰蒸霧每朝低  
枯枿槎牙長樹鷄  
何許囊童采割耳

隔林烟起水村西

平生名秩不關低  
技老生涯劫祝鷄  
祇是君親無二致

卒々蓬梗任東西

洛江帆趁晚潮低  
臥數郵籤不用鷄  
回首中原文酒地

南天鵬沒暮雲西

數椽矮屋打頭低  
郵吏供厨費殺鷄  
九折危途還策馬

湖陰雜稿卷之一、十葉A面

から卷之八の四十九丁までは、「湖陰文稿卷之」<sup>(巻数)</sup>□□<sup>(丁数)</sup>となり、最後の七丁分が「湖陰文稿卷之八後」<sup>(丁数)</sup>□□<sup>(丁数)</sup>となっている。料紙は継紙が散見し、印記は朝鮮のものは一つもなく、各冊首葉匡郭左上に「御本」の朱印を有する。

この書物は、初代尾張藩王徳川義直の蔵書で、しかも駿河御護本すなわち徳川家康から譲られた書物である<sup>(2)</sup>。恐らく壬辰・丁酉役ないしそれ以前に日本へ渡ったものであることは間違いない。なお『好書故事』には

よれば、駿府から將軍秀忠へ同じく八冊本の『湖陰雜稿』を贈り、寛政年間の書物奉行の調査記録に見在したことが見え、少くとも家康の手許に『湖陰雜稿』が二部はあったことが知られる<sup>(3)</sup>。また『増補文献備考』には、鄭士龍の文集として「湖陰集三卷」をあげており、八巻本以外にも、かれの文集の異本(三巻本)が存在したことが知られる。しかし、現存するや否やは不明である。

つきに本書が使用している活字について検討しておきたいとおもう。まず活字の大きさであるが、凡その推定としては、縦一・一×横一・四センチくらいと見られ、朝鮮の古活字版でもっとも広く使われる甲寅字系統の大字、ある

いは乙亥字系の中字等とくらべてひとまわり小さい。なお割註の部分に一部、半劃の小字を利用している。次に指摘すべきは、この活字が本書以外で使われた例がこれまで知られていないことである。筆者は、同じく蓬左文庫所蔵の『選文撥英』二巻二冊が、本書の活字に補刻を混えて刷ったのではないかと推定するが、まだ確たる結論を得てはいない。他の印刷例がないというのは、本書が精巧な木版ではないかという疑問を起させもするが、匡郭や罨などは明らかに活字版特有のものであって、やはり活字版であることは間違いない。このように類例が少いため、従来この活字については諸説が分れている。古くは衛夫人字（甲寅銅活字のこと）とする説もあつたが、これは恐らく書体に多少甲寅字と似たものがあるところから思いついた推量であつて、甲寅字の性格が明確になっている今日では取るに足らない。このほかの諸説は次の二つに大別される。

(一) 癸酉字説

癸酉字とは宣祖六年（一五七三）に甲寅字の改鑄字として作られた活字を言う。『湖陰雜稿』の活字を、この癸酉字とするのは田川孝三氏の所説である。<sup>(7)</sup>

(二) 木活字説

これは主として韓国の学者によって主張される説であつて、一例をあげると、孫宝基氏は私家木活字（すなわち鄭士龍の家でつくった木活字）であるとし、活字の書体が鄭士龍の書体に近いことを示唆し、彼自身が版下を書いて文集のための木活字を作らせたと推定している。<sup>(8)</sup>

一般的にいつて、鑄字と木活字は、さほど区別が困難ではない。木活字の場合、たいていは彫刻のさいの刀の切れこみとか木理に起因する利欠が発見され、容易に鑄字と区別されるが、本書の場合、入念に調べてもそのような木活字特有の徴証を発見することは困難である。とすれば、余程良質の材をつかった彫りたての活字を用いて細心の注意を払って刷りあげたものといわなければならない。それほどに本書の印刷の出来ばえはすぐれている。ところで右の

両説の当否であるが、筆者は、結論的には木活字と断定すべきであるとおもう。その理由は、同じ文字を拾い出して対比した場合、なるほど筆法はよく似ていて恐らく同一人の筆になる版下で活字を作っていることは間違いないが、それらを重ね合せてみると合同になるものが見当らないことである。木活ならば、同一人が版下を書くとしても活字の数だけくりかえして書くことになり、一字毎に微妙な差が出てくるのは当然である。もっとも一本の木活字をまず作って、それを押印して版下を多数作る場合を想定すれば、版下だけは同型のものがそろうが、彫刻の段階でやはり一字一字の差が出てくるはずである。つまり木活字は製造工程からみて完全に同型のものは生れえないわけである。これに対して鑄字の場合は、同じ文字について必ずしも字母が一つだけとは限らず二三種類にわたることもあるが、同じ字母から鑄型をとって鑄造した活字が多数作られることになる。実際に鑄字本を手にして頻度の多い文字を任意の一丁から拾い集めてみるだけでも同型性を発見するのが常である。ところが『湖陰雜稿』ではいくら同一文字を集めてみても同型性を発見することは出来なかった。このようないわば木活字の特徴ともいべき同型性の欠如(9)が、とも端的に見える例をあげれば卷一の九丁から十丁にかけての個所がある。

まず九丁A面の終りに「偶記鄭司諫知常丹月驛韻輦得五絶録似昌世博哭」と題して、つづく同丁B面(全十行)に七言絶句五首をつらねているが、この絶句が同韻同文字をそろえるという技巧をこらしている。すなわち第一句、第二句、第四句の終りをそれぞれ「低」「鷄」「西」の文字でそろえ、しかも十行二十一字詰ということから、すべての奇数行の七字目に「低」、同じく十四字目に「鷄」、またすべての偶数行の七字目に「西」が位置し、同音同字の効果を視覚の上で強調する割りつけになっている。さらに次の十丁A面の第一行には「途中疊前韻付遞送昌世」と題し、第二行から同丁B面第一行まで都合十行に前と同じく「低」「鷄」「西」の同字で押韻した七言絶句五首をつらねている。こうして九丁Bから十丁Bにかけての見開きは同字押韻の視覚効果をこのうえなく強調する紙面になっている。推測ではあるが、十行二十一字詰という割りつけ自体が七言絶句の排韻の妙を生かす計算によるものではなからうかと思

われる。そこで活字の問題に話をもどすと、この二丁の間に「低」字が十個（九丁Bの一、三、五、七、九各行及び十丁A面の二、四、六、八、十各行の七字目）、「鷄」字が十個（上記「低」字と同じ行の十四字目）、「西」字が十個（九丁目B面の二、四、六、八、十の各行、十丁A面の三、五、七、九の各行および同丁B面一行の七字目）あって、同型性の比較にはまことに好適であり、実際にあたって見るとどの一字として同型性を示すものはない（参考のために巻一の十丁A面だけを図示する。各行の七字目と十四目に注目されたい）。

このように見てくると本書の活字は鑄字ではなく、木活字であることは明らかになったが、この活字が孫宝基氏の推測のごとく著者鄭士龍の手跡によるものか否かについては、筆者はそれを知る資料をまだ持ち合わせていないので何ともいえない。ただ鄭士龍は、乙酉鑄字（一四六五年鑄成）の版下を書いた能筆の文人鄭蘭宗の孫にあたり、かれ自身も中宗から明宗朝にかけての第一級の文人で、屈指の能筆家であったこと、また異常なほどの自己顕示欲をもった人物であったことなど考えあわせると、自撰の文集に、自ら版下を書いて仕上げたということも十分ありえたかゝんがえられよう。

次に『湖陰雜稿』の内容について概観しておきたい。前述のごとく八巻八冊からなり、各巻一冊の構成である。第一冊は全六十一丁からなり、首葉に自序があり、その末尾に「歲舍辛亥暮秋下浣湖陰居士書于退思堂」とあって明宗六年に自撰したことを記している。ついで第一巻は「玉堂録」「觀省録」「宜春日録」「北上録」「己丑雜録」をおさめている。第二冊は七十八丁、「洪陽録」「省墓録」「朝天録」「新安日録」「龍灣日録」をおさめる。第三冊は七十五丁、「宜春雜録」「賜告録」「閔東日録」「甲辰朝天録」「賓接日録」をおさめる。第四冊は六十三丁、「秋官録」「湖西奉使録」「樞府日録」「敦寧日録」「南宮日録」「應製録」をおさめる。第五冊は七十八丁、「雜稿」「雜記日録」をおさめる。第六冊は六十三丁、「拾遺録」「皇華和稿」をおさめ、第七冊は八十六丁、特別の表題なく神道碑銘、墓碣銘、墓表陰記等を集める。最後の第八冊は五十六丁あり、これまた特別の表題なく「辭免實録廳堂上劄」以下の文章をお

さめ、巻末に「後附」として正徳辛巳臘月下浣の日附のある「忍齋」および「十玩堂」の記文をのせている（忍齋はかれの別号であり、十玩堂は恐らくかれの居房の号であろうか）。これはかれが遠接使をつとめた明の使人（中宗十六年に世宗皇帝登極の頒詔使として朝鮮へ来た唐景及び史道）から贈られた文章であって、かれのものではないが、かれはこれを名譽として特に巻末に附したものと思われる。

これらの内容を通観してみると、かれがもつとも得意とした近体の詩文を主にし、これに加えて状啓・紀行その他職務で製述した文章等々が集められているが、詩文の達者なこと以外今日それほどとりたてて注目するほどの個性とか深みとかをもった文章は見あたらない。ただ中国への奉使とか、朝鮮へ来た中国使臣の応接などで活躍したときの詩や文章が相当重点をおいて集められているのが特色ともいえようか。これはかれがその文才を騒使して活躍し、もつとも得意とした場面であり、自然そこに重点をおいた編輯になったものであろう。

## 二 著者鄭士龍の経歴

つぎに著者鄭士龍の生涯について概観したいとおもう。鄭士龍は字を雲卿、号を湖陰、また忍齋ともいった。本貫は東萊、すなわち古來数々の人物を輩出した東萊鄭氏の一族である。かれは成宗二十二年（一四九二）鄭光輔の子として生まれた。遠い祖先はさておき、鄭士龍の近親についてみると、祖父に世祖朝の名臣鄭蘭宗がおり、また伯父（即ち鄭蘭宗の子）に鄭光弼がおり、これまた中宗朝の重臣として領議政までつとめている。鄭士龍は中宗四年（一五〇九）、十九才で生員となり、同じ年、別試文科に丙科で及第し、以後めぐまれた門閥と豊かな文才を生かして榮達の道をすすむことになるが、その過程は必ずしも順調ではなく、叙用の時必ず弾劾を伴うというような毀譽褒貶の激しいものであった。これは中宗反正や己卯士禍に象徴される、この時代の政争激化の風潮にもよるが、かれ自身の性行の尋常でなかったことにもよるとおもわれる。

かれは中宗六年(一五一一)十月、弘文館の賜暇讀書員に推された。<sup>(10)</sup> 同僚にはのちに鄭士龍と文名を競う金安國ら  
 がいた。同七年には司諫院正言となり、同十年にふたたび賜暇讀書員にえらばれた。<sup>(11)</sup> 同十一年には文武官重試に文官  
 として合格し、<sup>(12)</sup> 同年、のちの己卯の士禍に倒れた趙光祖らとともに天文隸習官になった。<sup>(13)</sup> 同十三年ごろにはまた司諫  
 院にもどり司諫となったが、下僚の正言李忠健から「信を朋友に失い、妻妾に亂倫す」との理由で弾劾され、ついに  
 免職された。<sup>(14)</sup> 以後、經筵の侍講官などを経て、十五年正月には弘文館直提学となり、<sup>(15)</sup> 翌年には明の世宗皇帝登極の頒  
 詔使応接の従事官にえらばれ、<sup>(16)</sup> 得意の文才を発揮し、面目をほどこす機会にめぐまれた。かれが明使から前述の「忍  
 齋」および「十玩堂」の記を書いてもらったのはこのときのことである。以後、承政院の同副承旨、右副承旨などを  
 経て、十八年に弘文館副提学となった。<sup>(17)</sup> ここまでは、まず順調な榮進といえたが、やがて同二十一年第一回の挫折が  
 やってくる。それはかれが父の死にもかかわらず服喪せず、京に在って乱倫を恣にしたとの司憲府からの弾劾に端を  
 発するが『中宗実録』ではこの記事にとくに註記して「物論含蓄、不発者久矣、至是論啓、人皆快之」とし、鄭士龍  
 が久しく人々の擻蹙をかっていたことがわかる。この弾劾が先の中宗十三年に李忠健が弾劾した事実のむしかえして  
 あるか否かは不明であるが、事実関係としては鄭士龍が妻と別居し、かわりに京の邸宅へ妾を入れ、これに家政を委  
 ね、父の喪にあっても三年守墳の規を守らず、そのまま京宅に居つづけたということらしい。<sup>(18)</sup> もっとも本妻に代える  
 に妾をもつてしたというのは本妻に嫡子がなく、妾腹の庶子ばかりであったという事情もからんでいたいらしい。<sup>(20)</sup> 結局  
 かれは罷職されて宜寧(慶尚道)へ帰郷した。権應仁の『松溪漫録』には、かれが宜寧鼎津(鼎巖津)の岸上に居所  
 を築いたとしているが、<sup>(21)</sup> そこがかれの隠棲所であつたらしい。しかし、そこでもかれは慶尚道海雲浦萬戸の浦軍三十  
 人を騒使して私用の堰堤を築いたとので非難されている。<sup>(22)</sup>  
 しかし、帰郷後数年を経た中宗二十八年、かれの文才の埋れるのを惜しむ議論が強まり、禁鋼がとけ、一時掌楽院提  
 調に任命され、<sup>(23)</sup> 官界復活の足がかりを得、そして同年、成均館大司成となり、<sup>(24)</sup> すぐまた刑曹参議へ転じた。しかし、

かたにたいする一部朝臣の攻撃は、その前歴をたてにとって一層はげしく、ただちに司諫院の弾劾で通職され、以後、知製教・工曹参議・漢城府尹などを経歴するが、風当りは依然強かった。その間にあって、かれが失脚をまぬがれたのは中宗自身の引きたてがあったからであるようにおもわれる。やがて中宗二十九年には冬至使として北京へ往復し、かの国の士人のなかにも多くの知己を得た。以後明国の使人がくると、しばしば遠接使、接伴使などとして活躍し、中国使臣応接の専門家としての声価をたかめた。しかし、この面でも弾劾を受け、中宗三十二年に罷職されて帰郷した。このときの弾劾理由は、この年、明の世宗皇帝生子の慶による頒詔使龔用卿・呉希孟が来り、その遠接使となった鄭士龍が「専ら自肥の謀を為し、州縣に徵索して略ぼ廉恥なし」という形で私腹を肥したと、皇華集（明使の出来に際して遠接使、宣慰使その他館伴の諸人の酬唱や紀行文を記念に集めて作る文集）の編輯において恣意の削除を行い、非難されそうになって改めるなどの不正があったことなどである。

ところが翌年、聖節使許寛らが北京へ行くとき先づ龔用卿らが宿所を訪れ、鄭士龍の消息をたずね、書簡を託した。許寛一行が帰国して、このことを報告すると朝廷では罷職中の者に答書を出させることの是非をめぐって苦慮したが、結局鄭士龍を上京させて答書させることに決した。しかし、肝心の鄭士龍は病氣ということで嶺南にひきこもったまま上京しようとしなかった。結局この答書の問題は、まる一年間膠着したままで過ぎ、ついには龔用卿の書簡を鄭士龍のところへ下送して答書せしめることで落着した。その間、対明関係への悪影響を心配する立場から、かれの復職が議論されたこともあり、また中宗王自身が、この際鄭士龍を謝恩使に起用して北京へ行かせてはどうかと下問したこともある。いずれにしてもかれは龔用卿の送書を奇貨として官界復活の足がかりを得たわけである。やがてかれは漢城府右尹・左尹等を歴任し、中宗三十九年には工曹判書に任ぜられ、この冬の冬至使として北京へ往復した。明宗朝に入ってから刑曹・礼曹・兵曹の判書を歴任し、その間同九年（一五五四）に弘文館大提学になった。そして次の明宗十年代は、かれが李樛を政界にかつき出し、その一党と結んで最後の権勢をふるった時期である。李樛

はその姉（沈鋼に嫁す）の長女が中宗王の肝煎りで明宗王の後（仁順王后）となった関係で「外戚の親密を以て椒掖に交通すること私家に異る無し<sup>34</sup>」といわれた人物である。とくに明宗王が前代からの重臣尹元衡の勢力を牽制するため、李樾を引きたてたことが、その権勢を助長したらしい。なお李樾は鄭士龍の門人で「士龍（鄭士龍）の樾を待すること子の如く、樾の士龍に事えること父の如し」と評された間柄であった<sup>35</sup>。そこで鄭士龍が強引な画策をして、明宗十年李樾は賜暇讀書員にえらばれた。これは多くの廷臣の非難で削職の憂き目にあったが、以後も李樾は鄭士龍らと結んで着実に権勢を拡大した。その過程で当然多くの反撥あがり、鄭士龍もまたたびたび非難の矢面に立たされた。とくに明宗十三年の科挙策題漏洩事件では大提学を罷職されるにいたった。この事件は世子冊封を慶賀して行われた文武科別試にさいして鄭士龍が、中朝への朝貢の便否を議する策題をつくり、これを事前に慎思獻（李樾の腹心）に漏らして及第させたというもので、策題漏洩はもとより策題そのものが中国との関係で問題を起す恐れありとの非難が重なって、ついに大提学罷職に追いこまれたものである<sup>37</sup>。その後、鄭士龍は工曹判書に復帰し、明宗十七年五月、国王の伝旨によって正一品に陞し判中樞府事に任ぜられ、一時まきかえしたかに見えたが、翌十八年八月になると國舅沈鋼と沈義謙父子の画策で、李樾が失脚し、翌九月、鄭士龍もまた李樾の党ということで罷職され、以後は再び中央に復帰することがなかった。そして宣祖三年四月、八十才をもって卒した<sup>40</sup>。

### 三 鄭士龍の人となり

鄭士龍の文才については、しばしば「華国之才<sup>41</sup>」とか「主文之人」とかいう形容がなされるが、より端的に言うならば、宮廷の行事や社交とか明人の応接などの際における酬唱、製述の手腕ということであり、かならずしも、当時においても決して今日の言葉でいう文学性の高さにおいて評価されていたわけではない。例えば明宗九年二月、かれが弘文館大提学の薦望において受圈最多で推薦されたときの『明宗実録』の史臣のかれに対する評には「其文則詞華

而已<sup>(42)</sup>」とまことに辛辣である。しかし、ひとたび中国使臣応接の場ともなれば尋常ならざる手腕を發揮した。例えば前述の中宗三十二年の頒詔使龔用卿の応接についての『中宗実録』のつぎの記述などは、かれのそのような才能を的確に語っている。

<sup>(龔用卿)</sup>龔天使來時、鄭士龍出示才華、龔使嘆服、每稱鄭判書、及還中朝、製詩贈遺、因士龍之才、我國之事從而稱美<sup>(43)</sup>。このときにかぎらず鄭士龍の才能が王朝の面目を支えたことはしばしばであった。しかし、このような長所と短所をかれ自身自覚しなかったわけではない。『松溪漫録』には鄭士龍の言としてつぎのようなことをのせている。

世自謂能詩者、居閑處獨、夙夜構思、全編雖拙、僅得一好句、則自以為我善是矣、及其往復酬唱、累押一韻、至於七八疊、則其不有血指汗顏者乎、絶句猶然、况七言律乎<sup>(44)</sup>。

かれは獨處閑吟の詩人ではなく、あくまでも酬唱の場に生きる詩人であることを自覚していた。いわばこの時代のもっとも宮廷詩人らしい詩人であったといえよう。

以上はかれの文人としての側面であるが、かれは単に文人として話題にのぼっただけではない。いま一つの面として旺盛な蓄財欲があげられる。勿論それが地位や職権を乱用したものであったために、しばしば弾劾の対象になった。中宗三十二年の遠接使のときの事件はすでに前述したが、このほかにも、かれが刑曹判書の職にあったときには、

刑曹判書鄭士龍<sup>(中略)</sup>無一事出於公正、唯勢利賄賂之是從、至使市中牟利之徒輻輳其門<sup>(45)</sup>。

とあってその収賄ぶりは相当なものであったらしい。また兵曹判書在任中の明宗十年にも『明宗実録』の史臣の言にかれの貪欲を評して「終致極富、有同商賈、奔走權門、奴顏婢膝、不容於清議久矣<sup>(46)</sup>」といっている。しかし、単に貴顕への縁故や職権を利用しての収賄や蓄財というだけならば、かれ以外にも多くの官人が行っていた筈であるが、かれの場合はそれに加うるに並はずれた奢侈が伴ったため、ことさらに目立ったようである。『宣祖修正実録』の卒伝に

も「自少、酷慕豪富、營産致饒侈美自奉」<sup>(47)</sup>と記している。またその奢侈ぶりは後世の語り草にもなった。すなわち『寄齋雜記』のごときも鄭士龍が中宗反正の立役者の一人朴元宗の豪奢を見習って、奢侈を極めたが、晩年にいたって自ら朴元宗の万分の一にも及ばぬと述懐したと記している。<sup>(48)</sup>また『芝峰類説』も、卷十五性行部奢侈の項に、朴元宗とならべて鄭士龍を挙げ、「鄭湖陰別墅、在興仁門外、居處飯食、窮極奢侈、年八十一卒、近代貴富之家、無能及之者」としるしている。

このように見てくると、鄭士龍は、李朝前期末の爛熟期に名門に生れ、小壮にして官界に出で、詞華の才を武器にし強烈な自己顕示欲に支えられ、権貴、栄達と奢侈をあくまで追求した人物としてうかがいがってくる。かれが『湖陰雜稿』を自撰したのは明宗六年すなわち六十一才の回甲の年であるが、その自序を「余、早歳にして釋褐し、玉堂（弘文館のこと）に旋入し、文墨の外、志を他に役さず」云々と書き出しているのも、小壮にして花開いた自己の文才に対する自信を誰はばかるところなく押し出した文言として読みとれようか。『湖陰雜稿』の正確な印出年代の考証をしないままで推論するのは行きすぎかも知れないが、もしかれ自身の手で活字をつくり印刷したものであるとすれば、その活字の美といい、割りつけの妙といい、かれの詞華の才の顕示欲の一大集成として見る事ができるであろう。

## 註

- (1) 蓬左文庫架蔵（架蔵番号一六六・七）
- (2) 川瀬一馬「駿河御讓本の研究」第六節、尾州家の駿河御讓本（『日本書誌学之研究』所収）
- (3) 『好書故事』（『近藤正齋全集』第三冊一七五—一七六頁）。
- (4) 『増補文獻備考』卷二百四十八芸文考七文集類二。
- (5) 前掲恭作『古鮮冊府』湖陰雜稿の項所引、統監府蔵書所見。
- (6) 例えば「取」という字などは甲寅字に似た筆運びになっている。
- (7) 田川孝三「李朝印刷文化と日本」（檀国大学校東洋学研究所刊『東洋学』第二号所収、一九七三年、ソウル）。

- (8) 孫寶基『韓國の古活字』一九七一年、ソウル。
- (9) 同型性の欠如は木活字版の特徴といえようが、逆に同型性があるからといって、必ずしも木活字版でないと断定することはできない。木活字版でも組版を幾面単位かで区切って、その都度刷りあげ、その活字を次の組版に利用することによって同型性は出てくるわけである。
- (10) 『中宗実録』六年十月辛卯。
- (11) 『同書』十年五月丙午。
- (12) 『同書』十一年九月甲午。
- (13) 『同書』十一年十一月甲申。
- (14) 『同書』十三年七月己亥・庚子。
- (15) 『同書』十五年正月癸巳。
- (16) 『同書』十六年九月己巳。
- (17) 『同書』十八年閏四月壬戌。
- (18) 『同書』二十一年五月癸巳、二十二年九月己卯。
- (19) 『同書』二十三年二月甲辰。
- (20) 『明宗実録』九年正月乙巳。
- (21) 『松溪漫録』上(『大東野乘』卷五十六、第十一冊八十二頁)。
- (22) 『中宗実録』二十三年十月丁未。
- (23) 『同書』二十八年三月己未・辛酉。
- (24) 『同書』二十八年七月庚申。
- (25) 『同書』二十八年七月丙寅、九月庚申、十月壬午・甲申。
- (26) 『同書』二十九年八月壬寅、三十年正月戊子。
- (27) このときの皇華集は『中宗丁酉皇華集』五卷五冊として刊本にまとめられた。
- (28) 『中宗実録』三十二年九月壬辰、十一月戊寅。
- (29) 『同書』三十三年十一月乙未・丙申、三十四年閏七月壬戌・甲子、十月乙亥・壬辰・癸巳、十一月甲午・丙申。このときの答書は『湖陰雜稿』卷之八に「答龔雲岡手柬」として収めている。
- (30) 『中宗実録』三十四年閏七月甲子。
- (31) 『同書』三十四年九月辛亥。
- (32) 『同書』三十九年九月壬寅。
- (33) 『明宗実録』九年二月庚寅。
- (34) 『同書』十年閏十一月丙寅。

- (35) 『同書』十年九月丁酉。  
(36) 註(34)に同じ。  
(37) 『明宗実録』十三年八月戊午・戊辰、十一月丙申・戊申、十五年四月乙卯。  
(38) 『同書』十七年五月己丑。  
(39) 『同書』十八年九月己卯。  
(40) 『宣祖修正実録』三年四月。  
(41) 『明宗実録』元年二月庚戌、三年三月癸卯。  
(42) 註(33)に同じ。  
(43) 『中宗実録』三十七年十一月己酉。  
(44) 『松溪漫録』上『大東野乘』卷五十六、第十一冊百二頁。  
(45) 『明宗実録』三年三月乙未。  
(46) 『同書』十年七月丙辰。  
(47) 註(40)に同じ。  
(48) 『寄齋雜記』卷二『大東野乘』卷五十一、第十冊百七十六頁。

(二九七四年九月稿)